

## 独立行政法人家畜改良センター職員給与規程

13 規程 第 7 号

平成13年4月1日

### (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則（13規程第5号。以下「職員就業規則」という。）第69条の規定に基づき、職員（同規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）等の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給与の支給)

第2条 職員の給与は、法令等の定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### (俸給)

第3条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第4条 俸給は、職員就業規則第47条に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）における勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第19条の規定による手当を含む。第26条及び第39条において同じ）、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、報奨金及び寒冷地手当を除いた全額とする。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一 一般職員俸給表（別表第1）

二 技術専門職員俸給表（別表第2）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、すべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 理事長は、前条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第71条の規定による懲戒処分を受けたこととその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳（技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員及び一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員の第5項の規定による昇給は、同項の規定に基づいて決定されるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行なうものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、別表第2の技術専門職員俸給表備考2の適用を受ける職員を除き、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 11 削除

第7条 職員就業規則第7条の2に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、職員就業規則第36条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第8条 俸給は、毎月16日（その日が職員就業規則第42条に規定する休日にあたる場合は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日でない日。）に、その月の月額の全額を支給する。ただし、理事長が別に定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給すること

ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、震度6強以上の地震による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に法人の事務所が所在し、又は職員が居住する場合には、その適用の日の属する月からその翌々月までの間、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、当該区域内に所在する法人の事務所に勤務し、又は居住する職員の俸給の月額半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職（死亡による退職を除く。）し、もしくは解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下「給与期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その給与期間の現日数から職員就業規則第42条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の特別調整額）

第10条 理事長は、管理又は監督の地位にある職員の役職のうち理事長が別に定めるものについて、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額を支給する。

- 2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

（初任給調整手当）

第10条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される俸給表の俸給月額（定年前再雇用短時間勤務職員その他理事長が定める職員にあつては、理事長が定める額）及びこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、1年間における1箇月平均の正規の勤務時間数（第26条において同じ。）で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最低賃金法」という。）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額（次項において「基準額」という。）を下回るときは、採用の日から理事長が定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

- 2 初任給調整手当の月額は、理事長が別に定めるところにより基準額と特定額との差額

を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるものには、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 五 重度心身障害者
- 3 前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき13,500円、扶養親族たる父母等については一人につき6,500円（一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 第12条 削除

#### (地域手当)

第13条 地域手当は、独立行政法人家畜改良センター組織規程第3条に規定する本所、同規程第33条に規定する牧場及び支場（以下「事務所」という。）のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して次に掲げる事務所（以下この条において「支給事務所」という。）に在勤する職員に支給する。

- 一 茨城県筑西市に所在する事務所

- 二 愛知県岡崎市に所在する事務所
  - 三 兵庫県たつの市に所在する事務所
- 2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 前項第1号に掲げる牧場 100分の4
  - 二 前項第2号に掲げる牧場 100分の8
  - 三 前項第3号に掲げる牧場 100分の4
- 3 削除
- 4 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合（これらの職員が当該異動の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいう。以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支給割合（第2項各号に掲げる割合をいい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時、又は当該異動の直後に在勤する事務所が第1項の支給事務所に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該職員には、前項までの規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（第1項で定める支給事務所又は第2項で定める割合の変更により、異動後の支給割合が当該異動の後に変更された場合にあっては、当該変更後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、理事長が別に定めるところによる。
- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に第1項で定める支給事務所、第2項で定める割合の変更により当該異動の日の前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
  - 二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる場合を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
  - 三 当該異動の日から同日以降3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合
- 5 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。）から引き続き人事交流等により独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の職員となった場合（この職員が当該採用の日の前日に在勤していた官署又は機関に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との

権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において、当該職員が採用の日の前日に人事院規則9-4-9(地域手当)第2条から第4条に規定する地域に所在する官署若しくは機関(以下、「支給官署等」という。)に在勤していた者で、当該採用の直後に在勤する事務所が地域手当を支給されない事務所であるとき、又は当該採用の直後に在勤する支給事務所に係る地域手当の支給割合(以下この項において「採用後の支給割合」という。)が当該採用の日の前日に当該支給官署等に在勤するものとした場合に一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)及び同規則の規定を適用して得られる支給割合(以下「給与法による支給割合」という。なお、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする。)に達しないときは、前項の規定により地域手当を支給される職員との権衡を考慮して、当該職員には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該採用の日から3年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が採用後の支給割合(第1項で定める支給事務所又は第2項で定める割合の変更により、当該採用後の支給割合が採用後に変更された場合にあっては、当該変更後の採用後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該採用の日から3年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する地域手当の支給については、前項ただし書の規定の適用を受ける職員の支給に準ずるものとする。

- 一 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 給与法による支給割合(給与法による支給割合が当該採用後に改定され、当該採用の日の前日の給与法による支給割合を超えた場合にあっては、当該採用の日の前日の給与法による支給割合(次号及び第3号において「給与法による支給割合」という。))。次号及び3号において同じ。)
- 二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 三 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。) 給与法による支給割合に100分の60を乗じて得た割合

#### (広域異動手当)

第13条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合において、当該異動につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所の所在地との間の距離(異動の直前の住居と当該異動の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動の日から3年を経過するまでの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動に係る事務所

間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動に当たり一定の期間内に当該異動の日の前日に在勤していた事務所への異動が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動（以下この項において「再異動」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動手当に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動手当に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となった者又は前2項に規定する異動に準ずるものとして理事長が別に定める職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）

二 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のい

ずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員  
家賃の月額から16,000円を控除した額
  - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員  
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)
  - 二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が別に定める額(第16条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再雇用短時間勤務職員(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員に限る)にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)
  - 三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により

通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として理

- 理事長が別に定める場合にあつては、その翌月)の理事長が別に定める日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、退職その他理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうち。これらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
  - 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として、6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間(自動車等及び駐車場超に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。
  - 10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (単身赴任手当)

- 第16条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。
  - 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該人事交流等により職員となった直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員(雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
  - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (在宅勤務等手当)

- 第16条の2 住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他勤務しないことにつき特に承認があつた時間を除く。)の全部を勤務することを、理事長が別に定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて承認又は命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支

給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第17条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特地勤務手当等)

第18条 生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの（以下「特地事務所」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- 3 特地事務所が第13条第1項の支給事務所に該当する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第19条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれに準ずる事務所（以下「準特地事務所」という。）に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあつては、更に3年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等によりセンターの職員となって特地事務所又は準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）、新たに特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第13条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給与の減額)

第20条 職員が正規の勤務時間が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合（職員が業務上又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下この項及び第21条並びに第41条の2において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第81条第2項に規定する病気休暇を取得した場合を除く。）、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(給与の半減)

第21条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は職員就業規則第63条第1項に規定する就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

第22条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務（第2号、第5号及び第7号に該当する場合を除く。） 100分の125

二 正規の勤務時間が割り振られた日の午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務 100分の150

三 休日における勤務（第4号及び第6号に該当する場合を除く。） 100分の135

四 休日の午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務 100分の160

五 職員就業規則第43条第1項の規定により休日を振り替えたことにより、新たに勤務を命ぜられた日の属する週の正規の勤務時間を超えて行った勤務 100分の25

六 休日に4時間単位で勤務することを命ぜられ、職員就業規則第43条第3項の規定により同一月内に4時間単位の代休を取得した場合における当該4時間単位の勤務 100分の35

七 定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて行った勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務 100分の100

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した

全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

## 第23条 削除

（夜勤手当）

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第25条 第7条に規定する俸給月額、第22条に規定する超過勤務1時間当たりの額、第24条に規定する夜勤1時間当たりの額及び第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第9条第4項に規定する日割計算による額、第20条の規定により減額すべき給与の額及び第42条第2項の規定により読み替えられた俸給の月額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 第20条、第22条、第24条、第42条、第43条及び第45条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、初任給調整手当の月額、俸給の月額に対する地域手当及び広域異動手当の月額、在宅勤務等手当が支給される場合にあっては在宅勤務等手当の月額、特勤勤務手当の月額、寒冷地手当が支給される場合にあっては当該寒冷地手当の月額の合計額を1年間における1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて特殊勤務手当が支給されることとなる作業に従事した場合の第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該作業に係る1時間当たりの特殊勤務手当の額を前項に定める額に加算した額とする。

## 第27条 削除

（管理職員特別勤務手当）

第28条 第10条第1項の規定に基づく理事長が別に定める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として理事長が別に定める職員（以下「特定管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあつてはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。
  - 一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額
  - 二 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当）

- 第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第31条まで及び附則（平成22.12.12 独基セ第1039号）第2項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日（次条及び第31条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（職員就業規則第72条第1項第1号から第6号までに掲げる事由による退職に限る。以下第32条まで及び第41条第8項において同じ。）し、又は死亡した職員（第41条第5項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（理事長が別に定める特定幹部職員（第32条において「特定幹部職員」という。）にあつて100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
    - 一 6箇月 100分の100
    - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
    - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
    - 四 3箇月未満 100分の30
  - 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
  - 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあつては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
  - 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別

に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第71条及び同規則第84条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職をし、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - 二 退職をし、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (勤勉手当)

- 第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則（平成22.12.122 独セ第1039号）第2項第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前における直近の業績評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職をし、又は解雇された職員についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
    - 一 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇された職員にあっては、退職をし、又は解雇された日現在。次項及び附則（平成22.12.122 独セ第1039号）第2項第5号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては100分の126.25）を乗じて得た額の総額
    - 二 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額
  - 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
  - 4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第32条第3項」と読み替えるものとする。
  - 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支

給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（報奨金）

第32条の2 独立行政法人家畜改良センター表彰規程（平成13.4.13 独家セ第14号）第16条第1項により特別表彰された職員には、同規程第3条第2項の規定により報奨金を支給することができる。

（寒冷地手当）

第33条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条及び次条において「基準日」という。）において、別表第3に掲げる地域に在勤する職員（以下この条から第36条までにおいて「支給対象職員」という。）に対しては、寒冷地手当を支給する。

第34条 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
1 級 地	29,400円	16,200円	11,500円
2 級 地	26,000円	14,500円	9,800円
3 級 地	25,100円	14,300円	9,600円
4 級 地	19,800円	11,400円	8,200円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第3に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第16条の規定による単身赴任手当を支給されるもの（理事長が別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。

2 前項の表に掲げる地域の区分は、別表第3のとおりとする。

第35条 第21条第1項の規定の適用を受ける職員その他理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条第1項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。

第36条 支給対象職員が、理事長に別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2条の規定にかかわらず、第34条の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。

第37条 第34条から前条までに規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第38条 第22条の規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第11条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額等の支給方法)

第39条 俸給の特別調整額、地域手当、特勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(委員、顧問、参与等の職にある者の給与)

第40条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は理事長の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再雇用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務1日につき、理事長が別に定める額を超えない範囲内において、手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前2項の常勤を要しない職員には、別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(休職者等の給与)

第41条 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第14条第1項第3号又は同項第4号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

5 第1項、第2項又は第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により理事長が別に定める

日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第41条第5項」と読み替えるものとする。
- 7 休職者には、前6項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 8 第1項から第4項までの規定による俸給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

第41条の2 職員が業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第81条第2項に規定する病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与を支給しない。

(育児休業等職員の給与)

第42条 職員就業規則第65条第1項に規定する育児休業（以下単に「育児休業」という。）をしている職員の給与については、育児休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 職員就業規則第65条の2第1項に規定する育児短時間勤務を取得している職員については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	による	による。ただし、職員就業規則第65条の2第1項の規定による勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の俸給の月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員就業規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第15条第2項第2号	定年前再雇用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員
第18条第2項及び第19条第1項	合計額の	合計額（育児短時間勤務職員以外の職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員であった者、育児短時間勤務職員であって異動となった日において育児短時間勤務職員以外の職員であった者又は育児短時間勤務職員であって異動

		となった日において育児短時間勤務職員であった者については、それぞれ理事長が別に定める合計額)の
第29条第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第29条第5項及び第32条第3項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額
第29条第5項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第29条第6項	理事長	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して理事長

- 3 職員就業規則第65条の3第1項の規定に基づく育児時間により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 4 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 5 第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 6 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 前6項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(介護休業職員の給与)

- 第43条 職員就業規則第67条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

- 第44条 職員就業規則第15条第1項の規定により国際機関、外国政府又はこれらに準ずる機関又は同規則第16条の規定により民間企業等に派遣された職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業職員の給与)

- 第44条の2 職員就業規則第66条第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員の給与については、自己啓発等休業をしている期間は給与を支給しない。

- 2 前項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(専従許可等における給与の取扱い)

第45条 職員が職員就業規則第32条の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可に伴い休職となった期間中はいかなる給与も支給しない。

- 2 職員が職員就業規則第35条に規定する短期従事の許可を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 3 前2項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(雑則)

第46条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13.11.30 13 独家セ第1036号)

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成15.3.1 14 独家セ第1435号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第29条第1項から第3項まで、附則第7項及び第8項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当に関する平成15年3月31日までの読替)

- 5 施行日から平成15年3月31日までの間における第29条の適用に当たっては、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、同条第3項中「100分の30」とあるのは「100分の25」と、読み替えて適用するものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年3月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成15年3月1日(期末手当について第29条第1項後段、又は第41条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で、平成14年4月1日から施行日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間についてこの規程による改正後の職員給与規程による俸給月額(継続在職期間において第2項に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長が別に定める俸給月額)及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当等に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の第29条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、第29条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、第29条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、第29条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

- 8 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第42条第3項の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 (平成15.4.1 14 独家セ第1615号)

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15.11.1 15 独家セ第1072号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第8条、第13条、第15条及び第29条の改正部分及び附則第7項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成16年3月31日までの間における期末手当に関する読替規定）

- 5 施行日から平成16年3月31日までの間における期末手当に関する第29条の規定の適用に当たっては、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と読み替えて適用するものとする。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定により読み替えられた職員給与規程第29条第2項（前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）にあつては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日））に

において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特  
地勤務手当（職員給与規程第19条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の1.  
07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施  
行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事  
長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定め  
る月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得  
た額

（調整手当に関する経過措置）

- 7 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の第13条第4項の  
規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程の改正後の  
同項の規定の適用については、同項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤  
していた地域又は事務所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必  
要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「い  
い、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とす  
る」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成  
18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、  
及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第  
2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか  
早い日」と、同条第5項中「前項の規定による」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員  
給与規程の一部を改正する規程（平成15年11月1日 15独家セ第1072号）附則第7項の  
規定により読み替えて適用される前項の規定による」とする。

附 則（平成16.11.1 16独家セ第1091号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。  
（寒冷地手当に関する経過措置）
- 2 この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与  
規程」という。）第33条に規定する基準日（以下「基準日」という。）において平成16年10  
月29日（以下「旧基準日」という。）から引き続き旧寒冷地（この規程による改正前の独立行政  
法人家畜改良センター職員給与規程第33条に規定する寒冷地をいう。以下同じ。）に在勤する職  
員（再任用職員（改正後の職員給与規程第6条第11項に規定する再任用職員をいう。）を除く。  
以下「経過措置対象職員」という。）に対しては、同規程第34条から第36条までの規定にかか  
わらず、理事長が定めるところにより算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支  
給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員

以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第34条から第36条までの規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

- 4 一般職給与法適用職員等（改正後の職員給与規程第13条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。）であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第33条から第36条までの規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置）

- 6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第26条の規定の適用については、同条第2号中「第34条」とあるのは「独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成16年11月1日 16独家セ第1091号）附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則（平成17.8.16 17独家セ第705号）

（施行期日等）

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

- なお、この規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（13規程第7号）第22条の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17.12.1 17独家セ第1166号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）
- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受けていた期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。  
（施行日前の異動者の号俸等の調整）
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
（職員が受けていた号俸等の基礎）
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸

給月額、改正前の職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、若しくは第41条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)にあつては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特勤手当(職員給与規程第19条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員については、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18.4.1 17 独家セ第1718号)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定める場合を除いて、旧級に対応する同表の新級欄の上段に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第3までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日におい

てその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第3までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7 附則第2項から前項までの規程の適用については、これらの規程に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の職員給与規程の規定及びこれらに基づく規則等に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（21独家セ第1261号。以下「平成21年改正規程」という。）の施行の日において平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者）にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成22.12.1 22独家セ第1039号 以下「平成22年改正規程」という。）第2項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22年改正規程附則第2項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

1 1 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の適用にあたっては、次に掲げる俸給月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

一 改正後の職員給与規程第10条に規定する俸給月額

二 改正後の職員給与規程第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）に規定する俸給月額

（平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例）

1 2 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第6条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第13条第2項第1号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第2号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第3号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第4号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第5号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で別に定める割合
第13条第2項第6号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で別に定める割合

（その他）

1 3 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第1 職務の切替表（附則第2項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職員俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	
技術専門職員俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1

4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
1 3	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28

	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
2 2	3 月未滿			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未滿			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未滿			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未滿			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3 月未滿			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未滿			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未滿			91	68	95	83				

	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
30	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							
	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
31	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
32	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							

## (2) 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16

	12 月以上	33	33	29	41	21	17
1 0	3 月未滿	33	33	29	41	21	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	42	22	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	43	23	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	44	24	20
	12 月以上	37	37	33	45	25	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	45	25	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	46	26	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	47	27	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	48	28	24
	12 月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	49	29	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	50	30	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	51	31	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	52	32	28
	12 月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	53	33	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	54	34	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	55	35	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	56	36	32
	12 月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	57	37	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	58	38	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	59	39	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	60	40	36
	12 月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	61	41	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	62	42	38
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	63	43	39
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	64	44	40
	12 月以上	57	57	53	65	45	41
1 6	3 月未滿	57	57	53	65	45	41
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	66	46	42
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	67	47	43
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	68	48	44
	12 月以上	61	61	57	69	49	45
1 7	3 月未滿	61	61	57	69	49	45
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	70	50	46
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	71	51	47
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	72	52	48
	12 月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3 月未滿	65	65	61	73	53	49
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	74	54	50
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	75	55	51
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	76	56	52
	12 月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3 月未滿	69	69	65	77	57	53
	3 月以上 6 月未滿	70	70	65	78	58	54
	6 月以上 9 月未滿	71	71	66	79	59	55

	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
2 0	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
2 1	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
2 2	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
2 3	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
2 4	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
2 5	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
2 9	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		

	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧号俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1

	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
7	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 12 月未滿	12	1
	12 月以上	13	1
1 0	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 12 月未滿	16	1
	12 月以上	17	1
1 1	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 12 月未滿	20	1
	12 月以上	21	1
1 2	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上 12 月未滿	24	4
	12 月以上	25	5
1 3	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上 12 月未滿	28	8
	12 月以上	29	9
1 4	3 月未滿	29	9

	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成 19.4.1 13 規程第 7-1 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 23 年 3 月 31 日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）

- 2 独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から同規程附則第 10 項までの規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人家畜改良センター職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）第 10 条第 2 項の規定の適用については、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から同規程附則第 10 項までの規定による俸給の額との合計額」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 3 改正後の職員給与規程第 13 条の 2 の規定は、平成 16 年 4 月 2 日からこの規程の施工の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第 1 項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成 19 年 4 月 1 日から当該異動の日以後」とする。

（その他）

- 4 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 19.9.1 13 規程第 7-2 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

（育児短時間勤務職員に対する職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18.4.1 17 独家セ第 1718 号）附則の適用の特例）

- 2 施行日以降に独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第 6 4 条の 2 第 1 項の規定による勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成 18.4.1 17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第 8

項から第13項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8項	)には、俸給月額	以下「経過措置職員」という。)が、独立行政法人家畜改良センター職員就業規則第64条の2第1項の規定による勤務(以下「育児短時間勤務)を始めようとする場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受けていた俸給の月額と同規則第36条第2項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に達しない場合には、その期間中育児短時間勤務をすることにより受けることとなる俸給の月額
第9項	前項に規定する	経過措置
	て、同項	て、前項

附 則 (平成19.12.1 13 規程第7-3号)

(施行期日)

- この規程は、平成19年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第13条の2の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定(第32条第2項第1号の改正部分を除く。次項において同じ。)は、平成19年4月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができるものとする。

(給与の内払)

5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

6 前4項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 20.5.27 13 規程第 7-4 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20.10.1 13 規定第 7-5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.4.1 13 規程第 7-6 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.5.29 13 規程第 7-7 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

(平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条第 2 項の規定の適用については、第 29 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 120」とあるのは「100 分の 110」と、同条第 3 項中「「100 分の 140」とあるのは「100 分の 75」とあるのは「「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「「100 分の 120」とあるのは「100 分の 65」とあるのは「「100 分の 110」とあるのは「100 分の 60」と、第 32 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 95」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 30」と、「100 分の 45」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則 (平成 21.7.1 13 規程第 7-8 号)

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21.12.1 21 独家セ第 1261 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条、第27条、第39条の規定は平成21年12月5日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで(同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(同規程第19条の規定による手当を含む。)の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

附 則 (平成22.4.1 21 独家セ第1801号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22.12.1 22 独家セ第1039号）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額減額支給等）

2 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第21条の規定の適用を受ける者である場合にあっては同条第1項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この号及び次号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下この項及び附則第10項において「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する

地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

五 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（第32条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項括弧書きに規定する理事長が別に定める職にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（同条第4項において準用する第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額と同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第32条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

六 第41条第1項又は第3項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第41条第1項 前各号に定める額

イ 第41条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第41条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第41条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第41条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸 給 表	職務の級
-------	------

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を1年間における1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の合計額を1年間における1箇月平均の正規の勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第32条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35（特定幹部職員にあつては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第29条第2項から第6項まで（同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第41条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、家畜改良センター在籍派遣規程第11条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において調整額という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、職員給与規程附則第8項（平成18.4.1 17 独セ第1718号）の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第16条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第19条の規定による手当を含む。）の月額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前日までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の理事長が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該機関を考慮し

て理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 3 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1 号俸から 1 6 号俸まで
	7 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 1 0 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 0 号俸まで
医療職員俸給表	1 級	1 号俸から 9 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 0 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から 8 号俸まで

二 平成 2 2 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 1 0 0 分の 0 . 2 8 を乗じて得た額

（平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に関する読替）

7 平成 2 2 年 4 月 1 日前に 5 5 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 2 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程（平成 22. 12. 1 22 独家セ第 1039 号）の施行の日」と、「5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸の調整）

8 平成 2 3 年 4 月 1 日において 4 3 歳に満たない職員のうち、平成 2 2 年 1 月 1 日において給与規程第 6 条第 5 項の規定により昇給した職員、その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成 2 3 年 4 月 1 日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の 1 号俸上位の号俸とする。

9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 23. 4. 1 22 独家セ第 1615 号）

（施行期日）

この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23.10.1 23 独 家 セ 第 871 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。  
（平成 24 年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置）
- 2 平成 24 年 1 月 1 日に行われる昇給についての給与規程第 6 条第 5 項の規定の適用については、同項中「同日前において理事長が定める日以前 1 年間」とあるのは、「平成 23 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。
- 3 前項に規定する昇給に関する勤務成績の証明並びに昇給区分については、なお従前の例による。この場合において、改正前の給与規程第 6 条第 5 項中「同日前 1 年間」とあるのは、「平成 23 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」とする。  
（平成 23 年 1 2 月期に支給する勤勉手当に関する経過措置）
- 4 平成 23 年 1 2 月期に支給する勤勉手当についての給与規程第 3 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「業績評価」とあるのは、「業績評価その他の能力の実証」とする。

附 則（平成 24.4.23 24 独 家 セ 第 184 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。  
（給与減額の特例）
- 2 平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員給与規程第 5 条第 1 項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（職員給与規程の一部を改正する規程（17 独 家 セ 第 1 7 1 8 号）附則第 8 項の規定による俸給を含み、当該職員が職員給与規程第 2 1 条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級	割 合
一般職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
技術専門職員俸給表	3 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	4 級以上	1 0 0 分の 7 . 7 7
医療職員俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 7 7
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 7 7
	7 級	1 0 0 分の 9 . 7 7

（給与支給の減額）

- 3 特例期間においては、職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 四 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 五 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
- 六 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 七 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 八 職員給与規程第41条第1項から第7項までの規定により支給される給与  
当該職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
  - ア 職員給与規程第41条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額
  - イ 職員給与規程第41条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ウ 職員給与規程第41条第5項 前項、第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - エ 職員給与規程第41条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - オ 職員給与規程第41条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 4 特例期間においては、職員給与規程第20条及び第22条から第24条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、職員給与規程の一部を改正する規程（22独家セ第1039号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第2項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号並びに第3号及び第6号から第8号まで並びに第4項の規定の適用については、第2項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から平成22年改正規程附則第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第2項第3号に定める額に相当する額を減じた

額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第8号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」と、同号ハ中「前項、第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項、第2号及び第3号」と、同号ホ中「第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第6号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

- 6 特例期間においては、第42条第3項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 7 特例期間においては、第43条第1項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「第4項（第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。
- 8 この規定による給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 9 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（職員給与規程第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の第1号の適用を受ける場合にあっては、同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額を支給する。

一 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に職員（職員給与規程第40条に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成17年改正規程附則第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第16条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）及び特地勤務手当（職員給与規程第19条の規定による手当を含む。）の月額（平成22年改正規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数（平成24年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間

その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
医療職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から20号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

二 同附則第10条の規定が適用され、同条の規定により決定された号俸に基づき当該適用を受ける職員（平成24年4月1日から平成24年5月1日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を支給されなかった職員を除く）が、同月分として支給されることとなる俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当及び特地勤務手当の月額合計額から、同附則の改正前の規定により同月分として当該職員に支給された俸給、扶養手当、地域手当、広域異動移動手当、住居手当及び特地勤務手当の合計額を減じた額。

（平成24年5月1日における号俸の調整）

10 平成24年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の職員給与規程第6条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

11 平成25年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮

事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

（平成26年4月1日における号俸の調整）

- 1.2 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 1.3 育児休業規程第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の2の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 1.4 独立行政法人家畜改良センター非常勤職員「任期付短時間勤務」就業規則（以下、「任期付短時間勤務職員就業規則」という）第2条に規定する任期付短時間勤務職員に対する第10項から第12項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、任期付短時間勤務職員就業規則第18条の規定により定められたその者の勤務時間を職員就業規則第36条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 1.5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、実施細則で定める。

附 則（平成24.11.1 24 独セ第975号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年1月1日から施行する。  
（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年12月に期末手当が支給される職員（同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に対する当該期末手当の額は、職員給与規程第29条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第42条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第44条又は附則第10項から第12項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程の附則第2項から第8項まで及び第10項から第12項までの規定が同月1日から適用されていたとしたならば同月分として同各項の規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期

末手当は支給しない。

附 則（平成 26.4.1 25 独家セ第 1694 号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。  
（平成 26 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 26 年 6 月に期末手当が支給される職員のうち、平成 24 年 4 月 1 日から引き続き在職している者（同年 5 月 1 日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（職員給与規程の一部を改正する規程（17 独家セ第 1718 号）附則第 8 項から第 10 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除く。）に対する当該期末手当の額は、第 29 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（第 42 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項、第 7 項若しくは第 44 条又は職員給与規程の一部を改正する規程（22 独家セ第 1039 号）附則第 2 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、平成 26 年 6 月 1 日（当該支給される期末手当について第 29 条第 1 項後段、第 41 条第 7 項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日）において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当（第 16 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）及び特地勤務手当の月額（職員給与規程の一部を改正する規程（22 独家セ第 1039 号）附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に 100 分の 3.67（理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合）を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

俸 給 表	職務の級	号 俸
一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 93 号俸まで
	2 級	1 号俸から 76 号俸まで
	3 級	1 号俸から 60 号俸まで
	4 級	1 号俸から 44 号俸まで
	5 級	1 号俸から 36 号俸まで
	6 級	1 号俸から 28 号俸まで
	7 級	1 号俸から 16 号俸まで
	8 級	1 号俸から 4 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 121 号俸まで
	2 級	1 号俸から 84 号俸まで
	3 級	1 号俸から 76 号俸まで
	4 級	1 号俸から 48 号俸まで
	5 級	1 号俸から 32 号俸まで
	1 級	1 号俸から 108 号俸まで

医療職員俸給表	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から20号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

附 則（平成 26.12.1 26 独 家 セ 第 1040 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 26 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定（第 3 2 条第 2 項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（2 2 独 家 セ 第 1 0 3 9 号）附則第 5 項の改正部分を除く。次項において同じ。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 27.4.1 26 独 家 セ 第 1591 号）

（施行期日等）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27.7.1 27 独 家 セ 人 第 57 号）

（施行期日等）

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28.1.1 27 独 家 セ 第 1396 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第 1 0 条、第 1 7 条、第 2 8 条、第 3 2 条第 2 項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（2 2 独 家 セ 第 1 0 3 9 号）附則第 5 項の改正部分を除く。）については、平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）、第 3 2 条第 2 項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（2 2 独 家 セ 第 1 0 3 9 号）附則第 5 項の改正部分については平成 27 年 1 2 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。なお、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、次の各号に掲げる職員に該当する

ものには、俸給月額のほか、当該各号に定める額を俸給として支給する。

一 切替日及び平成27年12月31日（以下「基準日」という。）において同一の俸給表の適用を受ける職員で、切替日以降その者の受ける俸給月額が基準日において受けていた切替え前の俸給月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程（27独家セ第1396号）第5条第2項に規定する俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

二 前号に定める職員のうち、切替日から基準日の間に昇格した者における切替日から昇格日までの差額の算出については、俸給表の切替え前及び切替え後の双方において、昇格前の俸給月額を基礎とする。

三 切替日及び基準日以降において俸給表の適用を受ける職員（第1号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同号の規定に準じて、俸給を支給する。

四 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

3 切替日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第13条第2項第2号	100分の6	100分の5
第16条第2項	30,000円 70,000円	26,000円 70,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

（広域異動手当に関する特例）

4 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2の規定の適用については、同第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

5 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る広域異動手当の支給に関する改正後の職員給与規程第13条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(その他)

5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 28.4.1 27 独家セ第 2112 号)

(施行期日等)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28.12.1 28 独家セ第 1807 号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 3 項及び第 12 条第 1 項第 3 号の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(俸給の切替えに伴う特例)

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定 (第 11 条第 3 項、第 12 条第 1 項第 3 号、第 32 条第 2 項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程 (22 独家セ第 1039 号) 附則第 5 項の改正部分を除く。) については、平成 28 年 4 月 1 日より適用したもののみなし、所要の調整を行う。

(扶養手当に関する経過措置)

3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 11 条第 3 項第 1 号イ	6, 500 円	6, 500 円 (ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は 10, 000 円とする。)
第 11 条第 3 項第 1 号ロ	3, 500 円	3, 500 円 (ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は 10, 000 円とし、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は 6, 500 円とする。)
第 11 条第 3 項第 1 号ハ	支給しない	支給しない (ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は 10, 000 円、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は 6, 500 円とし、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は 3, 500 円とする。)
第 11 条第 3 項第 2 号	10, 500 円	10, 500 円 (ただし、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は 8, 000 円とする。)
第 11 条第 3 項第 3 号ロ	3, 500 円	3, 500 円 (ただし、平成 29 年 4 月 1 日か

		ら平成31年3月31日までの間は6,500円とする。)
第11条第3項第3号ハ	支給しない	支給しない(ただし、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間は6,500円とし、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は3,500円とする。)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当の月額、職員給与規程第11条第2項第2号に規定する扶養親族については10,000円とし、職員給与規程第11条第2項第3号から第5号に規定する扶養親族については9,000円とする。

(勤勉手当に関する特例)

- 5 平成28年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110
第32条第2項第2号	100分の40	100分の42.5
	100分の50	100分の52.5
附則(平成22.12.1 22 独セ第1039号)第5項	1.275	1.35
	1.575	1.65
	100分の85	100分の90
	100分の105	100分の110

(その他)

- 6 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成29.4.1 28 独セ第2695号)

(施行期日等)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29.12.1 29 独セ第1763号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う特例)
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第32条第2項及び独立行政法人家畜改良センター職員給与規程の一部を改正する規程(22 独セ第1039号) 附則第5項の改正部分を除く。)については、平成29年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(勤勉手当に関する特例)

- 3 平成29年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115
第32条第2項第2号	100分の42.5	100分の45
	100分の52.5	100分の55
附則(平成22.12.1 22 独 家セ第1039号)第5項	1.35	1.425
	1.65	1.725
	100分の90	100分の95
	100分の110	100分の115

(その他)

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成30.12.1 30 独  
家セ第1828号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。  
(俸給の切替えに伴う特例)
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正部分を除く。)については、平成30年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。  
(期末手当及び勤勉手当に関する特例)
- 3 平成30年12月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2項	100分の130	100分の137.5
	100分の110	100分の117.5
第29条第3項	100分の72.5	100分の80
	100分の62.5	100分の70
第32条第2項第1号	100分の92.5	100分の95
	100分の112.5	100分の115
第32条第2項第2号	100分の45	100分の47.5
	100分の55	100分の57.5

(その他)

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和元. 12. 1 元独家セ第 1400 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年 1 2 月 1 日から施行する。  
（俸給の切替えに伴う特例）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第 3 2 条第 2 項の改正部分を除く。）については、平成 3 1 年 4 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。  
（勤勉手当に関する特例）
- 3 令和元年 1 2 月における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 2 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 9 5	1 0 0 分の 9 7 . 5
	1 0 0 分の 1 1 5	1 0 0 分の 1 1 7 . 5

（その他）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 2. 4. 1 元独家セ第 2202 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
（住居手当に関する経過措置）
- 2 この規定による改正後の第 1 4 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額が、この規定による改正前の同条同項の規定により算出される住居手当の月額に達しないこととなるものに対する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 4 条第 1 項第 1 号	1 6 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
第 1 4 条第 1 項第 2 号	1 6 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
第 1 4 条第 2 項第 1 号ア	2 7 , 0 0 0 円	2 3 , 0 0 0 円
	1 6 , 0 0 0 円	1 2 , 0 0 0 円
第 1 4 条第 2 項第 1 号イ	2 7 , 0 0 0 円	2 3 , 0 0 0 円
	1 7 , 0 0 0 円	1 6 , 0 0 0 円

附 則（令和 2. 12. 1 2 独家セ第 1631 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（期末手当に関する特例）

- 2 令和2年12月における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2項	100分の127.5	100分の125
	100分の107.5	100分の105
第29条第3項	100分の127.5	100分の125

(住居手当に関する経過措置)

- 3 この規程による改正後の職員給与規程第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額が、職員給与規程の一部を改正する規程(元独家セ第2202号)による改正前の同条同項の規定により算出される住居手当の月額に達しないこととなるものに対する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、令和3年4月1日から当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第1項第1号	16,000円	12,000円
第14条第1項第2号	16,000円	12,000円
第14条第2項第1号ア	27,000円	23,000円
	16,000円	12,000円
第14条第2項第1号イ	27,000円	23,000円
	17,000円	16,000円

附 則 (令和4.3.16 3 独家セ第2432号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4.6.1 4 独家セ第413号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。  
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第29条第2項から第6項まで(同規程第42条第2項の規定により読み替えて適用する場合も含む。)、第41条第1項、第2項及び第4項から第7項若しくは第44条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 二～三号以外の職員 127.5分の15
- 二 特定幹部職員 107.5分の15
- 三 継続雇用職員 72.5分の10

(端数計算)

3 前項に規定する調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (令和4.12.14 独家セ第1911号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う特例)

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定(第32条第2項の改正部分を除く)については、令和4年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(勤勉手当に関する特例)

3 令和4年12月期における勤勉手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第32条第2項第1号	100分の100 100分の120	100分の105 100分の125
第32条第2項第2号	100分の47.5	100分の50

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和5.4.14 独家セ第2956号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の俸給月額等)

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日(第3項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 職員就業規則第5条第1項の規定による任期付職員

二 職員就業規則第13条の3第1項又は第2項の規定により職員就業規則第13条の2第1項に規定する異動期間を延長された職員

3 職員就業規則第13条の2に規定する役職定年された職員であって、当該他の役職への降任等をされた日(以下、この項及び第5項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下、この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に1

00分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下、この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き職員（第1項の規定の適用を受ける職員に限り、第3項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 6 第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 第3項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 第1項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による俸給月額、第3項の規定による俸給その他第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（継続雇用された職員の俸給）

- 第3条 令和14年3月31日までの間、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第3条の規定により継続雇用された職員（以下、「継続雇用職員」という。）の俸給月額は、第5条第1項に規定する俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第4条の規定による継続雇用短時間勤務職員（以下「継続雇用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、前項による俸給月額に、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第4条第3項で読み替えた職員就業規則第36条第2項第1号の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（継続雇用された職員の給与規程の適用）

第4条 継続雇用職員は、前条第1項の規定によるほか、職員とみなして職員給与規程を適用する。  
 この場合において、職員給与規程第29条、第32条及び第38条中並びに別表第1及び別表第2中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「継続雇用職員」とする。

2 継続雇用短時間勤務職員は、前条第2項によるほか、定年前再雇用短時間勤務職員と見なして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第15条、第22条、第29条、第32条、第38条、第40条、第42条中並びに別表第1及び別表第2中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「継続雇用短時間勤務職員」とする。

附 則（令和5.12.15 独家セ第2223号）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う特例）

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第29条第2項、第3項及び第32条第2項の改正部分を除く）については、令和5年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例）

3 令和5年12月期における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2項	100分の122.5	100分の125
	100分の102.5	100分の105
第29条第3項	100分の68.75	100分の70
第32条第2項第1号	100分の102.5	100分の105
	100分の122.5	100分の125
第32条第2項第2号	100分の48.75	100分の50

（その他）

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和7.1.16 独家セ第1036号）

（施行期日）

1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。

（俸給の切替え及び寒冷地手当に関する特例）

2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第29条第2項、第3項及び第32条第2項を除く）については、令和6年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例）

3 この規程による改正後の給与規程第29条第2項、第3項及び第32条第2項については、令和6年12月期における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用

については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、令和6年12月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

第29条第2項	100分の125	100分の127.5
	100分の105	100分の107.5
第29条第3項	100分の70	100分の71.25
第32条第2項第1号	100分の105	100分の107.5
	100分の125	100分の127.5
第32条第2項第2号	100分の50	100分の51.25

(その他)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和7.4.1 6 独セ第1367号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日(以下、「切替日」という。)の前日において独立行政法人家畜改良センター職員給与規程(以下、「職員給与規程」という。)別表第1及び第2の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした職員の号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の職員給与規程第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者／六 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

む。) /」と、同条第3項第1号中「13,500円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、職員給与規程第13条第2項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、職員給与規程実施細則7-11(地域手当)で定める割合を乗じて得た額とする。

(切替日前に異動のあった職員等の地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日の前日までにこの規程による改正前の職員給与規程第13条第4項に規定する異動のあった職員(職員就業規則第7条の2に定める雇用をされた定年前再雇短時間勤務職員及び令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第3条の規定により継続雇用された職員は除く。)については、職員給与規程第13条第1項中「二 愛知県岡崎市に所在する事務所 / 三 兵庫県たつの市に所在する事務所」とあるのは、「二 愛知県岡崎市に所在する事務所」と、第2項第1号中「100分の4」とあるのは「100分の3」と、同項第2号中「100分の8」とあるのは「100分の6」と、同条第4項中、「から3年」とあるのは、「から2年」と、「変更により」とあるのは、「変更又は附則第5条の給与実施細則7-11(地域手当)に定める割合の変更により」と、同項ただし書中、「から3年」とあるのは、「から2年」と、同項第1号中「変更」とあるのは「変更又は附則第5条の給与実施細則7-11(地域手当)に定める割合の変更」と、同項「二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる場合を除く。)

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合 / 三 当該異動の日から同日以降3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。)

異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは、「二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる場合を除く。)

異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」と、同条第5項中「から3年」とあるのは「から2年」と、「変更により」とあるのは「変更又は附則第5条の給与実施細則7-11(地域手当)に定める割合の変更により」と、同項ただし書中「から3年」とあるのは「から2年」と、「二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合 / 三 当該採用の日から同日以後3年を経過する日までの期間(前2号に掲げる期間を除く。)

給与法による支給割合に100分の60を乗じて得た割合」とあるのは、「二 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

給与法による支給割合に100分の80を乗じて得た割合」とし、同条の規定を適用する。

(通勤手当に関する経過措置)

第7条 この規程による改正後の職員給与規程第15条第4項の規定は切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第8条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 旧寒冷地等在勤等職員 この規程による改正前の職員給与規程別表第3に掲げる地域に在勤する職員又は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第11条第1項第1号に規定する者であつて、常時勤務に服する職員、職員就業規則第7条の2に定める雇用をされた定年前再雇短時間勤務職員（以下のこの条において「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）又は令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第3条の規定により継続雇用された職員（以下この条において「継続雇用職員」という。）であるものをいう。
  - 二 新寒冷地等在勤等職員 職員給与規程別表第3に掲げる地域に在勤する職員又は一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）附則第11条第1項第2号に規定する者であつて、常時勤務に服する職員、定年前再雇短時間勤務職員又は継続雇用職員であるものをいう。
  - 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないものをいう。
  - 四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日（職員給与規程第33条に規定する基準日をいい、その属する月が令和7年11月から令和9年3月までのものに限る。以下のこの条において同じ。）において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員（定年前再雇短時間勤務職員にあつては切替日の前日に常時勤務に服する職員（継続雇用職員を除く。第4項において同じ。）であつた者に限る。）をいう。
  - 五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、職員給与規程別表第3に規定する4級地をその地域の区分（職員給与規程第34条第1項に規定する地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項に規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、同項の表4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第1項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。
- 2 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることとなるときは、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
令和8年11月から令和9年3月まで	13,200円

- 3 職員給与規程第35条及び第36条の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、第35条中「前条第1項」とあるのは、「附則第8条第2項」

と、第36条中「前2条」とあるのは、「附則第8条第2項及び同条第3項において準用する前項」と、「第34条」とあるのは、「附則第8条第2項」と読み替えるものとする。

- 4 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの（前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、定年前再雇用短時間勤務職員及び継続雇用職員にあつては、切替日の前日に常時勤務に服する職員であった者に限る。）に対しては、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、その新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であった期間を継続特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして前2項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給する。
- 5 職員給与規程第13条第5項に規定する国家公務員等であつた者から引き続き人事交流により新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合であつて、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間におけるその俸給表の適用を受ける職員でなかつた期間を俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとみなして、改正規程附則第8条第2項及び第3項又は前項の規定を適用したとしたならば寒冷地手当を支給されることとなる者に対しては、職員給与規程第34条の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算出される額の寒冷地手当を支給する。
- 6 第2項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における職員給与規程第37条の規定の運用については、同条中「第34条から前条」とあるのは、「職員給与規程の一部を改正する規程（6独家セ第1367号）附則第8条第2項から第5項まで」とする。

附則別表 号俸の切替表

(1) 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2

11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			

47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				

83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

(2) 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29

38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	

74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		

110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

備考 切替日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える号俸（以下「枠外号俸」という。）を受けていた職員の切替後の号俸は、切替日の前日に受けていた枠外号俸とする。

附 則（令和7.7.1 7 独家セ第418号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7.12.4 7 独家セ第868号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月4日から施行する。

附 則（令和 8.2.1 7 独 家 セ 第 1090 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。  
（俸給の切替え及び通勤手当に関する特例）
- 2 この規程による改正後の職員給与規程の規定（第 2 9 条第 2 項、同条第 3 項及び第 3 2 条第 2 項を除く。）については、令和 7 年 4 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。  
（期末手当及び勤勉手当に関する特例）
- 3 この規程による改正後の給与規程第 2 9 条第 2 項、第 3 項及び第 3 2 条第 2 項については、令和 7 年 1 2 月期における期末手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、令和 7 年 1 2 月 1 日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

第 2 9 条第 2 項	1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5
	1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5
第 2 9 条第 3 項	1 0 0 分の 7 1 . 2 5	1 0 0 分の 7 2 . 5
第 3 2 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5	1 0 0 分の 1 0 7 . 5
	1 0 0 分の 1 2 6 . 2 5	1 0 0 分の 1 2 7 . 5
第 3 2 条第 2 項第 2 号	1 0 0 分の 5 1 . 2 5	1 0 0 分の 5 2 . 5

（その他）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 8.4.1 7 独 家 セ 第 1379 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 一般職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			

28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	

57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700							

87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							

117		314,600								
118		314,800								
119		315,100								
120		315,400								
121		315,700								
122		315,900								
123		316,200								
124		316,500								
125		316,800								
定年前再雇用短 時間勤務職員	200,300	227,800	269,100	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考

他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 技術専門職員俸給表（第5条第1項関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600

28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000

57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	

87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	

117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
定年前再雇用短 時間勤務職員	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考

- 1 機械の運転操作、その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用する。
- 2 4級の最高号俸以上の俸給を受ける職員の昇給については、昇給区分がAの者は、枠外2（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額に2を乗じた額を加えた額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給を、昇給区分がBの者は、枠外1（最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を、その者が現に受けている俸給月額に加えた額）の昇給をさせるものとする。
- 3 独立行政法人家畜改良センター法人内資格制度規程第7条に基づく昇給を受ける者については、当該規定による昇給号俸数で昇給するものとし、昇給により4級の最高号俸を超える場合については、最高号俸を超える号俸数を枠外として、当該号俸数に最高号俸とその1号俸下位の号俸との差額を乗じて得た額を最高号俸月額に加えた額にて昇給させるものとする。

別表第3（第33条及び第34条関係）

地域の区分	地 域
1 級 地	北海道河東郡
3 級 地	北海道日高郡
4 級 地	青森県上北郡 岩手県盛岡市 福島県西白河郡